

【平成 30 年 4 月】

長野県中小企業融資制度  
信州創生推進資金（事業展開向け）



# 事業承継融資のご案内

長野県では、事業承継の際に必要な資金や事業承継後の事業拡大に必要な資金を有利に借入できる制度融資を用意しています。

【平成30年4月改正点】

事業承継後5年未満の方を対象者に追加

## ◆ 貸付対象者

既存事業を譲り受けようとする方又は事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方

貸付限度額	設備資金 1億5,000万円 運転資金 3,000万円
貸付利率	年1.1%
貸付期間	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） うち土地・建物等 15年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
信用保証料	県・市町村補助により、自己負担0.44%以内

## ◆ お問い合わせ先

長野県産業労働部

産業立地・経営支援課（☎：026-235-7200）、又は下記の地域振興局商工観光課まで

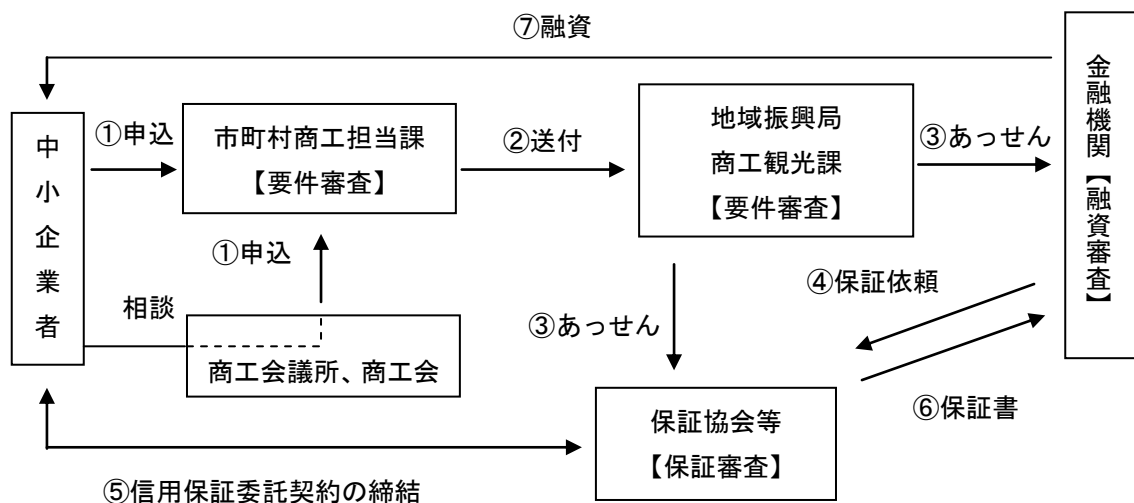
佐久：佐久市跡部 65-1 ☎0267-63-3157 木曾：木曾郡木曾町福島 2757-1 ☎0264-25-2228  
上田：上田市材木町 1-2-6 ☎0268-25-7140 松本：松本市大字島立 1020 ☎0263-40-1932  
諏訪：諏訪市上川1丁目 1644-10 ☎0266-57-2922 北アルプス：大町市大字大町 1058-2 ☎0261-23-6523  
上伊那：伊那市荒井 3497 ☎0265-76-6829 長野：長野市大字南長野南県町 686-1 ☎026-234-9527  
南信州：飯田市追手町 2丁目 678 ☎0265-53-0431 北信：中野市大字壁田 955 ☎0269-23-0219

まずはお取引の金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください

## 申込書類

<p><b>ア 共通提出書類</b></p> <p>① 融資あっせん申込書</p> <p>② 事業計画書</p> <p>③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）</p> <p>④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）</p> <p>⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）</p> <p>⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類</p> <p>⑦ (承継前) 事業承継同意書 (承継後) 承継の事実が確認できる書類（開業届・商業登記謄本の写し等）</p>
<p><b>イ 設備資金の場合</b></p> <p>⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）</p> <p>⑨ 建築確認済証の写し（建物を対象とする場合に限る）</p> <p>⑩ 土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類（土地を対象とする場合に限る）</p> <p>⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図</p>
<p><b>ウ 提出部数</b></p> <p>4部（③は県及び市町村あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）</p>

## 融資手続き



※ 申込前に金融機関、保証協会等への事前相談が必要